■ p. 137 No.19 (3) 解説

解説全文を以下のように訂正(差替え)いたします。

「(3) 妥当。追越しとは、車両が他の車両に追いついた場合において、その進路を変えて、その追いついた車両等の側方を通過し、かつ、当該車両等の前方に出ることをいう。前車が停止しているとき、又は停止しようとしているときに、進路を変えてその側方を通過しても追越しとはならない。」

■ p. 257 No.28 (4) 解説

解説文を以下のように訂正いたします。

「(4)妥当。暴騒音規制条例は5条違反に罰則はなく、違反を是正するための警察官の措置命令(暴騒音規制条例7条1項から3項)に違反した者を処罰する「間接罰」の方式を採用している。そのため、命令の方法について特別の定めはないが、相手方に明確に伝達される必要があり、現場の状況に応じて、表示板を示したり、命令書を交付するなどの方法を採ることが適切とされる。そして、その際には枝文のように報告書に記載して、警備部長に報告することになっている。」

■ p. 257 No.28 (5) 解説

解説文を以下のように訂正いたします。

「(5) 妥当でない。映像の伝達許可等の権限は、事業者が有し、テロなどの非常事態に該当する、あるいは発展するおそれのある 110 番通報などにより認知した場合、システム管理者(危機管理室長を指す。) は事業者に対してシステムの運用について確認し、状況に応じてシステムの運用要請を行うこととされている。よって枝文の「警備部長の要請により」という部分が妥当でない。」

以上により、No.28 の正解は、(4)から(5)へ変更させていただきます。

■ p. 264 No.33 (4) 解説

(4)の解説文を以下の文に差し替えます。

「妥当でない。共産党は、党員が効率よく党の思想を学ぶために独習指定文献という制度を採用し、読むべき文献を指定していたが、2004年、変動する政治情勢に対応することを理由に、当該制度を廃止した。」

■ p. 275 No. 2 (4)問題

問題文を以下のように訂正いたします。

問題文下から2行目

誤:「認められないとき」

正:「認められても」

■ p. 283 No. 5 (3) 解説

誤: DNA 型鑑定資料は、保管の開始、保管物件、保管場所等について、証拠物件 保存簿及び DNA 型鑑定資料保存簿に確実に登載する。

正:事件現場等から鑑定資料を押収した場合には、科学捜査研究所等の鑑定先において全量費消する場合を除き、確実に証拠物件保存簿を作成する。口腔内細胞の提出を受けて領置手続をとった場合には、鑑定により口腔内細胞を全量使用することから、証拠物件保存簿へ登載する必要はない。なお、口腔内細胞は DNA 鑑定資料であることから、保管の開始、保管物件、保管場所等について、DNA 型鑑定資料保存簿に確実に登載する。

■ p.303 No.19 (5) 解説

解説を以下の文に差し替えます。

「被害届を受理した場合は、被害連絡簿に登載し、犯罪事件受理簿に登載しなければならない。なお、犯罪事件受理簿に登載した事件について、犯罪不成立等を理由に刑法犯認知情報票を作成しない場合は、その理由を犯罪事件受理簿の備考欄に記載する(平成 29.12.18 刑事指導旬報 1552 号)。」

■ p. 435 No.31 解答・解説

解答 (2)、(5)

各枝の解説文を以下の文に差し替えます。

- (1) 妥当。 供述調書、聴取結果報告書を作成した場合は、情報カードの 作成を要しない。
- (2) 妥当でない。 尿中覚醒剤簡易検査キットの判定が、MDMA テストライン不現出の場合、麻薬取締法違反被疑事件で鑑定嘱託することとされている。
- (3) 妥当。 任意提出された尿は、無価値物ではあるが、被疑者が証拠物

件鑑定承諾書の作成を拒否する場合には、手続の適法性を担保するためにも、鑑定処分許可状に基づいて鑑定に付することが妥当である。

(5) 妥当でない。 被疑者の権利保障や捜査の円滑化を図るためであるので、 外国籍を確認し、領事官通報の措置を執る。